

掛川市・菊川市 新廃棄物処理施設整備における重点事項

1. 要旨

廃棄物処理施設の在り方について、国の指針、掛川市・菊川市における重点事項の整理を行った。

2. 掛川市・菊川市における重点事項

これまでの検討委員会や市民対話集会を踏まえ、両市において重視すべき事項を以下の表1に示す

表1 掛川市菊川市における重点事項

項目	内容
➤ 【安全性・安定性】	・民間力を借りる場合であっても、掛川市菊川市の関与が適切に維持され、地域への配慮や運転管理に対する評価改善事項が確実に履行されること。
➤ 【経済性】	・単年度契約によるコスト高を解消すること。 ・計画的な修繕による施設の長寿命化、財政計画の平準化が必要。
➤ 【効率性】	・カーボンニュートラルに向けた国策への臨機応変な対応ができることが望ましい。 ・民間力が最大限に発揮されること。

【参考】一般廃棄物の処理における国の指針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するとされている。また、環境省により、一般廃棄物処理については、「環境保全の重要性や事業の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している」ことが示されている。

このことより、廃棄物処理施設整備については、長期にわたる安全かつ安定的な廃棄物処理、及び、生活環境の保全の観点が重要と考えられる。

環廃対発第 080619001 号 平成 20 年 6 月 19 日

廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく

ごみ処理基本計画の策定にあたっての指針について(抜粋)

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

(省略) 市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準(以下「委託基準」という。)を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。(省略)